

輸出入工業品リスク管理弁法

2017年3月6日国家品質監督・検査・検疫総局令第188号により発布
同年4月1日施行

目次

第1章	総則
第2章	リスク情報収集
第3章	リスク情報評価
第4章	リスク処置
第5章	監督・管理
第6章	法律責任
第7章	附則

第1章 総則

- 第1条 輸出入工業品品質安全リスク管理を強化し、かつ、貿易の円滑化を促進するため、「輸出入商品検査法」及びその実施条例並びに「食品安全法」及びその実施条例等の法律・法規の規定に基づき、この弁法を制定する。
- 第2条 この弁法は、輸出入工業品に対するリスク情報収集、リスク情報評価、リスク事前警報及び快速対応並びに監督・管理等の業務に適用する。
- 2 この弁法は、食品、化粧品及び動植物製品のリスク管理業務には、これを適用しない。
- 第3条 この弁法において「リスク」即ち「品質安全リスク」とは、輸出入工業品が人類の健康及び安全、動植物の生命及び健康、環境保護又は国の安全に対し、並びに輸出入貿易の関係各当事者の適法な権益に対し危害をもたらす可能性及び程度をいう。この弁法において「リスク情報」とは、輸出入工業品が安全、衛生、環境保護、健康又は反詐欺等の分野において形成し、又は形成するおそれのある系統的又は区域的な危害又は影響及び上記危害又は影響を制限し、減少し、又は除去するために収集、評価又は処置を行う必要のある輸出入工業品品質安全分野の情報をいう。
- 2 この弁法において「生産・経営者」とは、輸入工業品の荷受人及びその代理人並びに輸出工業品の生産企業、荷送人及びその代理人等をいう。
- 第4条 国家品質監督・検査・検疫総局（以下「国家品質検査総局」という。）は、全国の輸出入工業品リスク情報収集、リスク情報評価、リスク事前警報及び快速対応業務を統一管理する。
- 2 国家品質検査総局が各地に設置する出入国検査・検疫部門（以下「検査・検疫部門」という。）は、管轄区内の輸出入工業品リスク情報収集、リスク情報評価、リスク事前警報及び快速対応業務につき責任を負う。

第5条 国家品質検査総局は、所定の資質条件に適合する技術機構を指定し、輸出入工業品リスク情報国家モニタリング業務を引き受けさせ（以下「国家モニタリング・センター」という。）、特定期間又は特定区域内の特定工業品についてリスク情報の収集及び評価を行わせ、かつ、相応するリスク処置建議を提出させる。

第6条 国家品質検査総局は、輸出入工業品品質安全リスク事前警報プラットフォーム（以下「リスク事前警報プラットフォーム」という。）を確立し、E-CIQ（中国電子検査・検疫）主幹システムに依拠し、情報化技術を活用し、輸出入工業品リスク情報を収集し、及び発布する。

第7条 輸出入工業品生産・経営者は、輸出入工業品リスク・トレーサビリティ体系を確立し、輸出入工業品の品質安全を保証し、社会監督を受け、社会責任を引き受けなければならない。

第2章 リスク情報収集

第8条 輸出入工業品リスク情報の源泉には、輸出入検査・監督・管理情報、輸出入認証・監督・管理情報、検査・測定機構が提供する情報、国外通報リコール情報、輸出返還・運送情報、サンプリング調査・検査情報、各級政府部門及び業種協会通報情報、国外政府部門通報情報、病院傷害報告情報、交通事故情報、消防事故情報、製品安全事故情報、技術法規標準情報、メディア世情情報、生産・経営者報告情報、消費者苦情申立情報その他のリスク情報を含めることができる。

第9条 いずれの組織又は個人も、国家品質検査総局、検査・検疫部門又は国家モニタリング・センターに対し関係する輸出入工業品リスク情報を実名により提供することができる。

第10条 輸出入工業品の生産・経営者は、リスク情報報告制度を確立しなければならない。製品にリスクが存在するのを発見した際には、遅滞なく国家品質検査総局、検査・検疫部門又は国家モニタリング・センターに対し関連リスク情報を報告しなければならない。

2 検査・測定機構は、輸出入工業品検査・測定業務を展開する場合には、リスク報告メカニズムを確立しなければならない。輸出入工業品にリスクが存在するのを発見した際には、遅滞なく国家品質検査総局、検査・検疫部門又は国家モニタリング・センターに対し関連リスク情報を報告しなければならない。

第11条 国家品質検査総局、検査・検疫部門及び国家モニタリング・センターは、収集したリスク情報について調査・確認を行い、規定に従いリスク事前警報プラットフォームに入力する。国家品質検査総局及び検査・検疫部門は、所定の資質条件に適合する技術機構（以下「技術機構」という。）に委託して実施させることができる。

第3章 リスク情報評価

第12条 国家品質検査総局又は検査・検疫部門は、技術機構に委託し、又は専門家チームを組織して輸出入工業品リスク情報について評価を行わせることができる。

第13条 技術機構又は専門家チームは、所定の期間内に国際的に通用する規則を運用してリスク評価業務を完成し、リスク評価結果を取得し、書面による報告を作成しなければならない。

2 書面による報告には、リスク評価の方法、リスクの類別、等級、危害及び範囲、残余リスク並びにリスク処置建議等の内容が含まれなければならない。

第14条 製品リスクに重大な変化が発生した場合には、評価を行った国家品質検査

総局、検査・検疫部門又は国家モニタリング・センターは、遅滞なく製品リスクについて新たな評価を行うよう組織しなければならない。

第4章 リスク処置

第15条 国家品質検査総局又は検査・検疫部門は、職責によりリスク評価報告について検討・判定を行い、検討・判定結論に基づきリスク処置決定を行う。リスク事前警報措置及び快速対応措置を講ずる必要のある場合には、相応する措置を確定し、かつ、実施する。

第16条 リスク事前警報措置には、次のものが含まれる。

- (1) 関連する検査・検疫部門に対しリスク警告表示通報を發布すること。
- (2) 生産・経営者又は関連機構に対しリスク警告表示通告を發布し、それらの者に対し遅滞なく措置を講じ、リスクを消滅・削減するよう注意を喚起し、又は通知すること。
- (3) リスク警告表示公告を發布し、輸出入工業品のリスク及び危害に対する強制的措置を確定し、消費者及び使用者に対し輸出入工業品にかかわるリスク及び危害を警戒するよう注意を喚起すること。

第17条 快速対応措置には、次のものが含まれる。

- (1) 検査・監督・管理モデルを調整すること。
- (2) 生産・経営者に対しリスクが存在する輸出入工業品について返還・運送若しくは廃棄、輸出入の停止、販売及び使用の停止又はリコールを実施するよう命ずること。
- (3) 関係する法律・法規の規定に従い、リスクが存在する輸出入工業品に対し封印又は差押えを実施すること。
- (4) 特定期間において、同類製品、関連業種又は関連区域内の製品品質安全状況を調査するよう組織すること。
- (5) 関係する部門及び機構に通報し、かつ、協同処置の建議を提出すること。

第18条 緊急状況下において、国家品質検査総局は、国際的に通用する方法を参照し、不確定な輸出入工業品リスクについて、前二条の規定に従いリスク事前警報又は快速対応措置を講ずることができる。

第19条 リスクに変化が発生した際には、国家品質検査総局又は検査・検疫部門は、講じたリスク事前警報及び快速対応措置を遅滞なく調整しなければならない。

第20条 検査・検疫部門は、講じたリスク事前警報及び快速対応措置を1級上の検査・検疫部門に報告してファイリングしなければならない。

第21条 リスク事前警報及び快速対応措置が実施期間を定めた場合には、期間満了後に、リスク事前警報及び快速対応措置は、自動的に解除される。

2 リスク事前警報及び快速対応措置の実施期間内において、リスクが既に存在せず、又は既に適当な程度まで低下した場合には、国家品質検査総局又は検査・検疫部門は、職権により、又は生産・経営者の申請に基づいて、リスク事前警報及び快速対応措置を解除しなければならない。

3 生産・経営者は、リスク事前警報及び快速対応措置の解除を申請する際には、リスク消滅・削減評価報告を提出しなければならない。申請を接受した部門は、提出されたリスク消滅・削減報告の真実性及び適合性について評価を行わなければならない。

第22条 生産・経営者は、その製品に既にリスクが存在しており、又はそのおそれがあることを明らかに知った場合には、次の義務を履行しなければならない。

- (1) リスク消滅・削減措置を実施すること。
- (2) 遅滞なく利害関係人に対し真実の状況及び講じたリスク消滅・削減措置を通報すること。
- (3) 遅滞なく国家品質検査総局又は検査・検疫部門に対し講じたリスク消滅・削減措置及び実施結果を報告すること。
- (4) 国家品質検査総局又は検査・検疫部門が行うリスク情報調査及びリスク消滅・削減措置の監督に積極的に協力すること。

第5章 監督・管理

第23条 国家品質検査総局又は検査・検疫部門は、技術機構に委託し、又は専門家チームを組織して次の事項について評価を行わせることができる。

- (1) 既に講じたリスク事前警報及び快速対応措置
- (2) 生産・経営者が講じたリスク消滅・削減措置

第24条 輸出入工業品にリスクが存在する場合において、生産・経営者が遅滞なく消滅・削減措置を講じなかったときは、国家品質検査総局又は検査・検疫部門は、その法定代表者又は主要責任者に対し責任聴取を行うことができる。

2 検査・検疫部門が輸出入工業品の系統的リスクを遅滞なく発見せず、管轄区内のリスクを遅滞なく除去しなかった場合には、国家品質検査総局又は上級の検査・検疫部門は、その主要責任者に対し責任聴取を行うことができる。

第25条 輸出入工業品リスク事前警報及び快速対応管理業務については、秘密保持規定を遵守しなければならない。対外的に発布する必要がある情報については、国家品質検査総局の関連規定に従いこれを公布しなければならない。

第26条 国家品質検査総局、検査・検疫部門及び国家モニタリング・センターは、接受した輸出入工業品リスク情報について分類、档案としての保存及び統計を行い、かつ、リスク情報の档案管理業務を適切に行う。

2 輸出入工業品リスク情報档案保存期間は、3年とする。重大事件又は典型事例等の事項にかかわる档案については、長期又は永久保存を行う。

第6章 法律責任

第27条 生産・経営者がこの弁法の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当する場合には、国家品質検査総局又は検査・検疫部門は、当該違反者に対し是正するよう命ずることができる。拒絶して是正せず、かつ、重大な結果をもたらした場合には、3万元以下の罰金を科すことができる。

- (1) その製品にリスクが存在することを明らかに知りながら、自発的に国家品質検査総局若しくは検査・検疫部門に対し関連情報を報告せず、又は報告の隠蔽若しくは報告漏れが存在するとき。
- (2) 国家品質検査総局又は検査・検疫部門がリスク事前警報及び快速対応措置を実施し、又はそのリスク消滅・削減措置に対して監督・管理を実施するのに協力しないとき。
- (3) 返還・運送、廃棄、輸出入の停止、販売及び使用の停止若しくはリコール等のリスク消滅・削減措置を遅滞なく実施せず、又は措置が不当であることによりリスクを効果的に制御しなかったとき。
- (4) 利害関係人に対し真実の状況及びリスク消滅・削減措置を通報しなかったとき。

第28条 技術機構又は専門家チームは、客観的、真実かつ正確な評価報告を提出しなければならない。虚偽報告を提供し、又は評価結果を改ざんした機構又は個人に

対しては、法により責任を追究する。

第 29 条 検査・測定機構は、真実かつ客観的な報告を作成しなければならない。虚偽情報を提供し、又は情報を隠蔽して報告した機構に対しては、法により責任を追究する。

第 30 条 検査・検疫部門の業務人員は、公平に法を執行し、職務に忠実でなければならない。職権を濫用し、職務を懈怠し、又は私情にとらわれて不正行為をしてはならない。違法に職責を履行しなかった者に対しては、法により責任を追究する。

第 7 章 附則

第 31 条 この弁法については、国家品質検査総局が解釈につき責任を負う。

第 32 条 この弁法は、2017 年 4 月 1 日からこれを施行する。

(中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太)